

日高町子ども読書活動推進計画

平成 30(2018)年

日高町教育委員会

目 次

第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 現状と課題	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	2
5 計画の対象と各期の特徴	3
第2章 子ども読書活動推進のための方策	
1 家庭における読書活動の推進	4
2 地域における読書活動の推進	5
3 学校における読書活動の推進	7
4 普及啓発活動の推進	9
5 推進体制の充実	10
資料：子どもの読書活動の推進に関する法律	11

第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

現代の子どもたちは、スマートフォンの普及により乳幼児期からインターネットを利用し、常に大量の情報に囲まれた環境におかれています。

様々な情報をうのみにせず自ら考えて行動する力を得るには、読書を通じて必要な知識や教養を学ぼうとする習慣を身に付けることが重要です。

このことから、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）を定め、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年第一次基本計画、平成20年第二次基本計画、平成25年第三次基本計画）を策定しました。

また、北海道においてもこれを受け「北海道子どもの読書活動推進計画」（平成15年第一次計画、平成20年第二次計画、平成25年第三次計画）を策定し、市町村及び関係機関へ具体的な読書活動の指針を示しています。

このため、日高町におきましても、子どもたちが読書に親しむことができる環境づくりをより計画的に遂行するため、国や道の計画を基本とした「日高町子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 現状と課題

「第 63 回学校読書調査」（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、全国小・中・高等学校の児童生徒の平成 29 年 5 月 1 か月間の平均読書冊数は、小学生 11.1 冊、中学生 4.5 冊、高校生 1.5 冊になっています。

また、同期間に読んだ本が 0 冊の児童生徒（不読者）の割合は、小学生 5.6%、中学生 15.0%、高校生 50.4%となっています。

この統計から、小学生では読書活動がある程度行われているものの、年齢が上がるにつれ不読者の割合が増え、読書が習慣化されていないことが分かります。

なお、日高町では門別図書館において児童書 35,340 冊、日高図書館において児童書 7,639 冊を所蔵し、年間の貸出冊数は合計 46,643 冊となっています（平成 29 年 3 月 31 日現在）。子ども対象の事業としては、おはなし会を実施し、平成 29 年度は 14 回、延べ 68 人が参加しています。この他にも、移動図書館、図書館見学、調べ学習、職場体験、学校・学童保育・保育所・幼稚園への団体貸出を行い、子どもが本に触れる機会を提供しています。

さらに、平成 29 年度からは学校図書館支援事業を実施し、「学び方を学ぶ場」として学校図書館が機能するよう、運営をサポートし整備を進めています。

しかしながら、現在の状況では、保育所・幼稚園・学童保育・児童館・学校との十分な連携が図られているとは言えず、今後、本計画を実施するにあたりこの点が課題となります。

3 計画の位置づけ

本計画は、第 2 次日高町総合振興計画、第 2 次日高町社会教育中期計画との整合性を踏まえ、子どもの読書活動を推進するために策定するものです。

4 計画期間

本計画は 2018 年（平成 30 年）度から 2022 年度までの 5 年間とします。

5 計画の対象と各期の特徴

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳とし、大きく4つの期（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）に分けて推進します。

・乳幼児期（0歳～6歳）小学校入学前の子ども：「本に出会う」

乳幼児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結びつけ、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとしたりするなどして、本を楽しむことができるようになります。そのため、この時期は、想像力や新しいものをつくり出す力が培われるとともに、言葉も豊かになっていきます。

・小学生期（6歳～12歳）小学校児童：「本に親しむ」

小学生期は、低学年では読み聞かせなどにとり、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間をつくるのが大切です。その後、子どもは自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると、読書力がつき、幅広いジャンルの本に目を向けるようになります。また、学級担任など教員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

・中学生期（12歳～15歳）中学校生徒：「本から学ぶ」

中学生期は、生徒会や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することなどにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎え、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

・高校生期（15歳～18歳）高等学校生徒：「本と生きる」

高校生期は、視野が広がることで、興味関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えるとともに生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上で大きな力になります。

第2章 子ども読書活動推進のための方策

1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組む必要があります。

そのため、家庭では、絵本の読み聞かせをしたり、家族で図書館に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけをつくることが大切です。

また、毎日、決まった時間に家族全員で読書するなどして、子どもの読書習慣の形成を図るなど、読書に対する興味や関心が高められるよう、保護者による働きかけが望まれます。

【具体的な取組】

◎えほんといっしょ事業

日高町に住所を有する1歳未満の乳児に絵本を図書館で配布することにより、図書館へ来館のきっかけを作り、家庭での読書習慣を促します。

◆現状

実施年度	平成27年	平成28年* (配布中)
配布数/対象者数	67名/85名	59名/82名

*平成30年1月13日現在

◆目標

- ・門別図書館・日高図書館ともに継続実施。

◎子ども読書の日事業

家庭での読書を定着させるため、新規事業としまして子ども読書の日である4月23日を定着させ読書の習慣化を推進します。

◆目標

- ・門別図書館・日高図書館ともに実施。

2 地域における読書活動の推進

図書館や児童館、保育所、幼稚園、子育て支援センターは、子どもが乳幼児期から親子で多くの本に触れあう機会を提供したり、友達とのコミュニケーションを深めたりできる場となることが期待されています。そのため、子どもの読みたい気持ちに応えられる蔵書の充実と、それを生かした様々な本に親しむための活動の工夫が必要です。

また、児童館や子育て支援センターと連携することで、図書館へ来られない子どもたちへ、読書の楽しさを伝えるよう努めます。

【具体的な取組】

◎家庭読書推進事業

赤ちゃん向け絵本を購入し、「えほんといっしょ」事業によって本に興味を持った親子が、更に本に親しみ、読書活動が習慣化するよう努めます。

また、乳児が触れる図書であることから、衛生に留意し、汚損・劣化したものは随時更新することで、魅力的なコーナーを維持します。

◆現状

・門別図書館

赤ちゃん向け絵本を随時購入し、「赤ちゃん絵本コーナー」を設置しています。しかし、図書の経年による劣化や、表紙を見せて並べるスペースが少ない等、コーナーの魅力が設置時より減少しています。そのため、「えほんといっしょ」事業をきっかけに図書館に初めて来館した親子が、どの本を借りるとよいのかわかりにくくなっています。

・日高図書館

赤ちゃん向け絵本は所蔵している。特にコーナーは設置していないが、幼児向け絵本と同じ場所に置いてあります。

◆目標

・門別図書館

赤ちゃん絵本コーナーの図書の見直し。利用回数の低いものは書庫へ収めるか更新を検討し、魅力的な棚作りに努めます。

保育所、幼稚園、子育て支援センターとの積極的連携。

・日高図書館

赤ちゃん向け絵本が何冊程度必要か検討し、不足している場合は購入します。また、劣化している図書は更新を検討します。

保育所との積極的連携。

◎小学生読書推進事業

絵本の読み聞かせや遊び等を定期的に行うことで、子どもが本と親しむきっかけを作ります。

◆現状

・門別図書館

月2～4回ほど「おはなし会」を開催し、図書館職員が絵本の読み聞かせ等を行っています。主な参加者は小学1～2年生です。

・日高図書館

ボランティアグループによる読み聞かせを月2回程度行っていたが、現在は休止中です。

◆目標

「おはなし会」に限らず、小学生が本に親しむことができるような事業を、両地区ともに検討実施。

◎児童館図書室支援事業

子どもたちにとって魅力的な図書を揃えるため、児童館図書室用図書を門別図書館が選書・購入します。

また、図書が長期の利用に耐えるよう、フィルムコーティングや補強、修理を行います。

◆現状

とみかわ児童館図書室用図書の選書・購入

実施年度	平成27年	平成28年	平成29年
図書費	100,000円	100,000円	100,000円

◆目標

・門別図書館

とみかわ児童館については継続実施。

新たに、わかば保育所に併設される門別本町地区児童館の選書・購入も支援。

3 学校における読書活動の推進

小学生期における読み聞かせや、様々なジャンルの本との出会いは、読書への興味・関心を広げるものであり、中学生期・高校生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。学校における読書活動は、子どもが読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

また、学校図書館は、子どもの多種多様にわたる興味や関心を充足させ、知的な刺激を与える場であるとともに、調べ学習を支える「学び方を学ぶ場」でもあります。

このことから、門別図書館は学校図書館を整備するため、学校図書館支援事業を実施します。

【具体的な取組】

◎小学校図書館支援事業

町内の小学校4校を対象に、門別図書館の司書が月2～4回学校図書館を訪問し、図書のフィルムコーティング等の装備、学校図書館の環境改善、図書の選書案の作成、図書の更新等を行います。

また、担当教職員及び、教育委員会管理課と連携し、円滑な学校図書館運営を支援します。

◆現状

平成29年12月より学校図書館支援事業を実施し、町内の小学校4校（富川、門別、厚賀、日高）を対象に、門別図書館の司書が月2回～4回学校図書館を訪問しています。

学校図書館で所蔵している図書の中には、20～40年前に発行された情報が古い本や、劣化の著しいものが多く、図書の適切な更新が必要です。

【目標】

・門別図書館

小学校図書館の図書の更新。

学校図書館の積極的活用の推進（新規事業）

◎中学校図書館支援事業

中学校図書館の運営実態を把握し、どのような支援が必要か、学校管理者及び担当教職員とともに検討します。

◆現状

移動図書館時に、富川・門別・厚賀地区の中学校図書館へ毎月図書を10

冊程度配送しています。

門別中学校図書館については、平成 29 年度に選書リスト案を作成しました。

【目標】

- ・門別図書館
中学校図書館への支援検討の実施。

◎高等学校図書館支援事業

高等学校図書館との連携を更に深め、生徒のニーズや学校で行われる教育に沿った資料を提供できるよう努めます。

◆現状

富川高校図書館の担当職員と、高校生にどのような図書が読まれているか等の情報を交換し、図書の団体貸出を行っています。

【目標】

- ・門別図書館
団体貸出の継続実施。

◎学校図書館連携事業

学校図書館支援事業の取組の一つとして、公共図書館の司書と学校の教員や図書委員が連携し、学校図書館への来館を促す事業を検討し実施します。

◆現状

「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」では、小学 6 年の児童と、中学 3 年の生徒に対して図書館への来館頻度を問う項目があります。それによると、小学 6 年生の 36.9%、中学 3 年生の 48.1%が、学校図書館や地域の図書館に「ほとんど、または全く行かない」と回答しています。

質問 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか

- 選択肢
- 1 だいたい週に 4 回以上行く
 - 2 週に 1～3 回程度行く
 - 3 月に 1～3 回程度行く
 - 4 年に数回程度行く
 - 5 ほとんど、または全く行かない

小学6年生

選択肢	1	2	3	4	5
日高町	4.8	9.5	23.8	25.0	36.9
日高管内	3.0	9.7	27.3	29.1	30.9
北海道	2.7	11.3	20.7	29.5	35.3
全国	3.0	12.6	23.0	28.6	32.4

中学3年生

選択肢	1	2	3	4	5
日高町	4.8	6.7	16.3	24.0	48.1
日高管内	1.8	6.1	15.6	27.3	49.1
北海道	1.7	5.2	9.8	22.5	60.7
全国	2.2	5.9	11.3	22.5	58.0

数値はそれぞれの人数の割合

◆目標

- ・門別図書館

学校図書館の活性化（新規事業）。

4 普及啓発活動の推進

子どもの読書活動を一層充実させるためには、図書や読書活動に関する多くの情報を発信することが求められています。

そのため、図書館では子どもに人気のある本や、教科書で紹介されている本など、日高町での読書推進活動の取組等についての情報を提供し、地域住民が子どもの読書に対する関心を高められるような啓発活動に取り組む必要があります。

【具体的な取組】

◎読書普及事業

門別図書館と日高図書館が連携し、各種図書リストの配布、資料の展示等を行います。また、町広報や図書館ホームページ等で事業の広報をします。

◆現状

門別図書館、日高図書館とも各館でリストの配布や資料展示を実施しています。また、両地区図書館間で若干展示用資料の貸借等の連携はしていますが、合同での資料展示は行っていません。

◆目標

- ・門別図書館・日高図書館

継続実施（相互事業としての実施も検討）。

5 推進体制の充実

司書は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。日高町は、門別図書館・日高図書館の職員の適切な配置に引き続き努めます。

また、司書は図書館における専門的職員として児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達の段階に応じた図書の選択に関する知識等を身に付ける必要があります。

【具体的な取組】

◎図書館司書研修事業

特に、平成 29 年度より開始した学校図書館支援事業の推進のためにも、これまで以上に研修の機会を設けるよう努めます。

◆現状

配置司書数

門別図書館	日高図書館
正職員 3名	正職員 0名
臨時職員 1名	臨時職員 1名

◆目標

- ・門別図書館
各研修会への継続参加。
学校図書館支援事業推進のため学校図書館関連研修会へ参加。
学校図書館先進地視察。
- ・日高図書館
各研修会への継続参加。

子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが、積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子ども読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

平成 30(2018)年 2 月 14 日 印刷

平成 30(2018)年 2 月 16 日 発行

日高町子ども読書活動推進計画

発 行 日高町教育委員会

〒055-0004 沙流郡日高町富川東 6 丁目 3 番 1 号

編 集 日高町立門別図書館郷土資料館

〒055-0004 沙流郡日高町富川東 1 丁目 3 番 1 号

TEL01456-2-3746 FAX01456-2-3711
